

〔最高裁判事例研究 四五八〕

平二八五 (民集第七〇卷四号一〇九九頁)

破産手続開始前に成立した第三者のためにする生命保険契約に基づき破産者である死亡保険金受取人が有する死亡保険金請求権と破産財団への帰属

債務不存在確認等請求本訴、不当利得返還請求反訴事件 (平成二八年四月二八日最高裁第一小法廷判決 (平成二七年(受)第三三〇号)、一審平成二六年六月一八日東京地裁判決、原審平成二六年一月一日東京高裁判決)

〔事実〕

本件は、破産手続開始決定を受けた者の破産管財人が、開始決定前に締結されていた生命共済契約にもとづく死亡共済金 (請求権) および生命保険契約にもとづく死亡保険金 (請求権) が破産財団に属する財産であると主張して破産者などを相手方として訴えを提起し、これに対して破産者が反訴を提起した事件である。

認定された事実関係の概要は、以下の通りである。

Y₁ (本诉被告兼反訴原告・控訴人、上告人) と A は夫婦であり、B は Y₁ と A の長男、C は次男である。B は平成一六年に全国労働者共済生活協同組合連合会との間で被共済者を、死亡共済金を四〇〇万円とする生命共済契約 (以下「本件生命共済契約」という。) を、また、平成二三年に生命保険相互会社との間で被保険者を B、死亡保険金を二〇〇万円とする生命保険契約 (以下「本件生命保険契約」という。) をそれぞれ締結していた。本件生命共済保険の共済金受取人は B 本人、B 死亡の場合は本件生命共済契約記載の第一から第四順位までの者が順に共済金受取人となるとされていた。本件生命保険の保険金受取人は Y₁ であった。

Y₁ および A は平成二四年三月七日、東京地方裁判所に破産手続開始を申し立てた。同月一四日、両名に破産手続開始決定 (以下「本件各開始決定」という。) がされ、Y₁ の破産管財人として X₁ (本訴原告兼反诉被告・控訴人兼被控訴人、被上告人) が、A の破産管財人として X₂ (本訴原告・控訴人兼被控訴人、被上告人) が選任された。ただし、X₁ と X₂ (以下

併せて「Xら」という。）は同一人である。

Y₂（本訴被告・控訴人兼被控訴人、上告人）、Y₃（本訴被告）およびY₄（本訴被告・被控訴人）はいずれもY₁およびAの代理人（弁護士）であり、Y₄はY₁およびAに関する破産手続開始申立てから平成二六年六月二六日まで、Y₂は同年同月頃から、Y₃は同年同月頃から同年一〇月二日までそれぞれ代理人を務めていた。

このような状況のもとBが平成二四年四月二五日に死亡した。本件生命共済契約についてはB死亡時に第一から第三順位に該当する者がいなかったため、Y₁およびAが第四順位に該当する者として共済金受取人となった。

平成二四年五月上旬、Y₁は本件生命保険契約にもとづく死亡保険金二〇〇万円（以下「本件保険金」という。）および本件生命共済契約にもとづく死亡共済金四〇〇万円（以下「本件共済金」とい、本件保険金とあわせて「本件保険金等」という。）の各請求手続きをし、Y₁名義の銀行預金口座（以下「本件口座」という。）に五月二五日に本件保険金、五月三日に本件共済金、合計二四〇〇万円の支払いを受けた。

Xらは五月三一日、Y₁に対して本件保険金請求権が破産財団を構成することを前提として処理すべきであるとの破産裁判所の見解を伝えるとともに、本件保険金等を本件各破産財団に引き渡すよう求め、Y₄はこれをY₁に通知した。六月一日、AおよびCがY₂、Y₃、Y₄の事務所を訪ね、Xらが本件保険金を引

き渡すよう求めており、Y₄からも本件保険金等を預かりたいといわれている旨を説明したが、Y₂は本件保険金等は自由財産と考えるのが妥当であるから葬儀費用、墓の費用、生活費に使用することは差し支えないと回答した。Y₁は六月一日から四日にかけて二二〇〇万円を引き出した。

X₁は六月二二日、Y₁を相手方として、本件保険金等請求権がY₁の破産財団に属すると主張して二四〇〇万円の引渡しを求める引渡命令の申立てをし、八月六日、これを認める決定がなされた。¹⁾ Y₁は即時抗告を申し立てたが、東京高裁は九月二二日、これを棄却する決定をした。しかしY₁は六月二八日にY₄に対し、また九月一四日頃にY₂およびY₃に対してそれぞれ弁護士費用を本件金員から支払うなど、この頃までに引き出した二四〇〇万円の中からBの葬儀費用、お墓代、生活費などを含めて合計一〇〇〇万円を費消した。Y₂は八月六日頃までに二四〇〇万円中の残りの一四〇〇万円を預かり、九月一九日、これをX₁名義の預かり金口座に入金した。

このためXらは本訴において、Y₁に対して本件保険金等の各請求権がY₁またはAの各破産財団に属するにもかかわらずY₁が本件保険金等を費消したことは本件金員を法律上の原因なくして利得するものであるとして不当利得返還請求権にもとつき、また、Y₂、Y₃およびY₄に対して、本件金員の費消について弁護士としての注意義務違反があったとして不法行為にもとつき、X₁が八〇〇万円および遅延損害金等の連帯支払

い、また、 X_2 が二〇〇万円および遅延損害金等の連帯支払いを求める訴えを提起した。他方、 Y_1 は本件反訴において、本件保険金等請求権が Y_1 の破産財団に属しないにもかかわらず X_1 は法律上の原因なくして一四〇〇万円を利得していると主張して、 X_1 に対し不当利得返還請求権にもつき一四〇〇万円および遅延損害金の支払いを求めた。

本件第一審は、破産手続開始決定前に成立した保険契約にもとづく抽象的保険金請求権（以下、具体化事由発生前の保険金請求権を「抽象的保険金請求権」という。）は「破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権」（破産法三四条二項、以下、特に断わりのない限り条文は破産法を示す。）であるから保険金受取人の破産手続開始決定により破産財団に属する財産（一五六条一項）となるとの見解にたつたうえで、本件保険金等請求権は Y_1 の破産財団あるいは本件各破産財団に属するとして X_1 の Y_1 に対する本訴請求を認容し、 Y_2 に対する本訴請求を一部認容するとともに Y_1 の X_1 に対する反訴請求を棄却した。また、 Y_2 の注意義務違反は認められたが、 Y_3 および Y_4 に破産者代理人としての注意義務違反はないとし、 X_1 の Y_3 および Y_4 に対する本訴請求はいずれも棄却した。

これに対して X_1 は、 Y_2 および Y_4 に対する各敗訴部分に不服があるとして控訴。他方、 Y_1 および Y_2 も控訴した。なお、 X_1 の Y_3 に係る敗訴部分については X_1 らが控訴しなかったた

め確定した。

原審も第一審判決の結論を支持し、 X_1 ら、 Y_1 および Y_2 の各控訴を棄却した。 Y_1 および Y_2 がこれを不服として上告受理を申し立てたところこれが認められ、最高裁が判断を示したのが本件判決である。なお上告審では、上告受理申立理由のうちの本件保険金等請求権の帰属をめぐる理由以外の理由は排斥されている。

〔判旨〕

最高裁判所第一小法廷は、以下の理由により、裁判官全員一致の意見で Y_1 および Y_2 の上告を棄却した。

「第三者のためにする生命保険契約の死亡保険金受取人は、当該契約の成立により、当該契約で定める期間内に被保険者が死亡することを停止条件とする死亡保険金請求権を取得するものと解されるところ（最高裁昭和三十六年（オ）第一〇二八号同四〇年二月二日第三小法廷判決・民集一九卷一号一頁参照）、この請求権は、被保険者の死亡前であっても、上記死亡保険金受取人において処分したり、その一般債権者において差押えをしたりすることが可能であると解され、一定の財産的価値を有することは否定できないものである。したがって、破産手続開始前に成立した第三者のためにする生命保険契約に基づき破産者である死亡保険金受取人が有する死亡保険金請求権は、三四条二項にいう「破産者が破産手続開

「始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権」に該当するものとして、上記死亡保険金受取人の破産財団に属すると解するのが相当である。

前記事実関係によれば、本件生命共済契約及び本件生命保険契約はいずれも本件各開始決定前に成立し、本件生命共済契約に係る死亡共済金受取人は上告人Y₁及びAであり、本件生命保険契約に係る死亡保険金受取人は上告人Y₁であったから、本件保険金等請求権のうち死亡共済金に係るものは本件各破産財団に各二分の一の割合で属し、本件保険金等請求権のうち死亡保険金に係るものは上告人Y₁の破産財団に属するといえる。

以上によれば、所論の点に関する原審の判断は正当として是認することができる。所論引用の判例（最高裁判平成三年（オ）第六二五号同七年四月二七日第一小法廷判決・生命保険判例集八巻一二三頁）は、本件に適切でない。論旨は採用することができない。」

〔評 釈〕

判旨に賛成する。

一 問題の所在および本判決の意義

三四条一項は、破産者が破産手続開始時に有する一切の財産が破産財団を構成すると規定し、同条二項は、破産者

が破産手続を開始前に生じた原因にもとづいて行なうことがある将来の請求権もまた破産財団に属するとする。破産手続開始前に第三者のために生命共済契約および生命保険契約が締結され、開始決定前に共済事故ないし保険事故が発生した場合には、共済金請求権ないし保険金請求権は三四条一項により破産財団に属することになる。では、破産手続開始決定後に共済事故ないし保険事故が発生した場合には、破産者である死亡保険金受取人が有する共済金請求権ないし保険金請求権は破産財団に属することとなるか。

この点について本判決は、保険事故発生前の保険金請求権が契約締結時に保険事故の発生を停止条件として発生するものであることなどを理由に三四条二項の将来の請求権に該当するとしてこれを肯定し、第一審判決および原判決と同様に当該保険金請求権は破産財団に所属する財産であるとした。これは最高裁がはじめて示した判断であり、この点で意義を有する。以下、関連する裁判例および学説について検討を加える。なお、保険法二条一項が保険契約を「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わない」と定義しているように共済金請求権と保険金請求権は取扱いを同じくするものであり、また本件最高裁判決も保険金請求権について論じていることから、以下、保険金請

求権を主な対象として検討することとする。

二 裁判例の傾向と本判決の位置づけ

破産手続開始前に保険契約等が締結され、開始決定後に保険事故が生じた場合の破産者である保険金受取人の保険金請求権の破産財団帰属性に関する裁判例としては、まず、札幌地裁平成二四年三月二九日判決⁽⁴⁾がある。札幌地裁は、疾病入院特約付生命共済契約にもとづく共済金請求権は保険契約締結とともに保険事故の発生を停止条件とする抽象的保険金請求権として発生するとし、この抽象的保険請求権も差押えや処分が可能な財産である以上、破産者の財産に対する包括的差押えの性質を有する破産手続開始決定に対しても同様に解すべきであるから「破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権(三四条二項)」に該当するため破産財団に属する財産となるとする。なお、この事案は破産者、共済契約者、被共済者および共済金受取人が同一人物である場合であった。保険事故発生前の保険金請求権の法的性質に関しては、この判決以前にも東京高裁昭和五三年一月二二日判決⁽⁵⁾が、交通事故加害者の生命保険会社に対する保険金請求権を被害者の遺族が代位請求したのに対して「加害者は、自動車保

険契約を締結したことにより、保険事故の発生を停止条件とする保険金請求権を取得し、本件事故発生により約定の条件が成就したとして生命保険会社に対して、保険金を請求することができるに至った」として保険契約の締結による保険事故の発生を停止条件とする保険金請求権の発生を認めている。

また、本件保険金等請求権がY₁の破産財団に属することを認める引渡命令に対してX₁が提起した即時抗告を棄却した東京高裁平成二四年九月一二日決定⁽⁶⁾も、「一般に、保険金請求権は、保険契約の成立とともに保険事故の発生等の保険金請求権が具体化する事由を停止条件とする債権」であって抽象的保険金請求権のまま処分可能であること、また法律で禁止されていない限り差押えも可能であり、破産手続開始決定が破産者から財産管理処分権を剥奪して破産管財人に帰属させるとともに破産債権者の個別的権利行使を禁止するものである点で破産者の財産に対する包括的差押えの性質を有することに鑑みると破産手続開始決定の効果が抽象的保険金請求権に及ぶとして、破産手続開始決定前に成立した抽象的保険金請求権は「破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権」(三四条二項)であるとして、破産手続開始決定により「破産財

団に属する財産」(一五六条一項)になるとする。

本判決もこれらの裁判例と同一の見解をとるものであることから、従来の裁判例の延長線上にあるものとしてとらえることができる。

なお、最高裁昭和五七年九月二八日判決⁽⁷⁾は、自動車対人賠償責任保険による保険金請求権について保険事故の発生時に被保険者と損害賠償請求者との間の損害賠償額の確定を停止条件とする保険金請求権が発生し、被保険者が負担する損害賠償額が確定したときに右条件が成就して保険金請求権の内容が確定して行使することができるとするが、これは当事者間に保険契約の特約がある場合に関するものであり、最高裁が特約のない場合にも一般的にこのような見解をとっていたと解することはできない⁽⁸⁾。

三 学説の状況

この点については、保険契約締結後、保険事故発生前における保険金請求権の抽象的な発生を否定し、三四条二項の「原因」を保険事故と解することにより保険金請求権の破産財団帰属性を否定する考え方がありうる。他方、抽象的ではあるが保険金請求権が発生していることを認めただう「原因」を保険契約締結と解することによりその破産

財団帰属性を肯定する考え方がある。また、抽象的保険金請求権の発生は認めながら保険金請求権の破産財団帰属性を否定する考え方も主張される。

保険契約締結後、保険事故発生前における保険金請求権の抽象的な発生を否定し、保険金請求権は保険事故の発生と同時に損害額の確定を停止条件とする債権として初めて発生するとする考え方としては、保険契約者が保険金受取人の変更権限を留保している場合についてこれを認めるものがある⁽⁹⁾。しかし、現在すべての場合についてこの見解を明確に支持するものはみられない⁽¹⁰⁾。

多くの見解は、保険金請求権それ自体は保険契約の効力発生とともに保険事故の発生を停止条件とする条件付請求権として発生するとして、抽象的保険金請求権の発生を認める⁽¹¹⁾。そしてこの抽象的保険金請求権の破産財団帰属性については、現行実務において抽象的保険請求権自体の個別執行が認められており⁽¹²⁾、破産手続きは包括執行にあたること考えられるため個別執行の場合と同様に解すべきこと、保険契約者は破産手続開始後に受取人を変更できるにもかかわらずそれをしなかつたわけであるから、現実には破産者に給付が行なわれた以上、その金銭を一律に破産財団から除外できるとするのは相当でないこと、破産者である保険金

受取人の保護については自由財産の拡張(三四条四項)の運用により適切な対応が可能であることなどを論拠として抽象的保険金請求権は三四条二項の将来の請求権に該当するとし、破産手続開始決定により保険金請求権は破産財団に属するとする⁽¹³⁾。

これに対して、抽象的保険金請求権の発生を認めながらこれが将来の請求権(三四条二項)に該当しないと見る見解がある。このうちのある見解は、三四条二項が将来の請求権を破産財団に帰属させるのは、この種の債権が破産手続開始決定の時点で将来の発生が予想されて一定の財産的価値をもつものであるため、これを破産債権者のための配当財源とするのが合理的だからであると、⁽¹⁴⁾「将来の請求権」とは一定の財産的価値を有すると認められる権利である必要がある、「原因」もそうした財産的価値を発生させるものである必要があるとする。これを前提として、死亡保険金請求権は停止条件付債権であったとしても被保険者が死亡する確率は極めて低く、保険事故発生前の死亡保険金請求権の財産的価値は極めて低いため「将来の請求権」にはあたらず、また、保険契約の締結は「原因」とならない結果、保険金請求権は破産財団に属しないとされる。この見解はこれに加えて、死亡保険は死亡保険金を被保険者の

遺族の扶養資産への引当てとすることを目的とするのが一般であるから、死亡保険金請求権が受取人の破産により破産財団に帰属して受取人の手に入らないとするのは保険契約の目的に反し、破産した死亡保険金受取人の保護に欠けること、具体化していない保険金請求権が破産財団に含まれるとすると破産手続きがいつまでも終結せず、破産者である保険金受取人の更生を妨げ、固定主義を採用した趣旨に反することになりかねないこともその根拠とする⁽¹⁴⁾。

また、保険契約締結により抽象的保険金請求権は発生するため保険事故発生前の保険金請求権は破産財団に帰属するが、特定疾病保障の特約が付いた生命保険で保険金受取人について破産手続きが開始した後にその者が当該疾病に罹患した場合のように保険事故発生時の確率が低く、保険金請求権が保険金受取人の責任財産として想定されていたといえないなどの「特段の事情」がある場合には保険金請求権は自由財産となると解すべきであるとする見解も主張される⁽¹⁵⁾。

四 検討

1. まず、保険契約締結後・保険事故発生前に抽象的な保険金請求権が発生すると認められるかが問題となる。この

点保険法二条一号は、保険契約を「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあつては、金銭の支払に限る。以下「保険給付」という。）を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金を含む。以下同じ。）を支払うことを約する契約」と定義することから、保険法は保険金請求権等を保険契約締結と同時に発生する停止条件付請求権としているものと解される。また、保険事故発生前の生命保険金請求権に対して質権を設定することを認められている（保険法四七条）。さらに民事執行においても、¹⁶⁾ 抽象的保険金請求権が差押命令の対象となると解されている。これらの点からみて法は保険事故発生前の保険金請求権に財産的価値を認めていると考えられることから、保険事故発生前にも保険契約により保険事故発生を停止条件とする抽象的保険金請求権が発生していると解すべきである。これを認める点で本判決には賛成でき、保険事故発生前における抽象的保険金請求権の発生を否定することにより保険金請求権の破産財団帰属性を否定する考え方は妥当でない¹⁷⁾ かと考える。また、解約返戻金や満期返戻金のない掛け捨

て型の保険であつても保険事故の発生により保険金請求権は生じるため、このような型の保険についても抽象的保険金請求権の存在は観念できると解すべきである¹⁷⁾。

2. では、抽象的保険金請求権の発生を認めたくえて保険金請求権が破産財団に属しないと解することができるか。これを肯定する見解は、抽象的保険金請求権は将来の発生の可能性が低く、財産的価値が低いことから三四条二項の「将来の請求権」に該当しないとす。しかし、破産法が破産手続開始前の原因にもとづく将来の請求権を破産財団に属することとしたのは、条件付権利などの一定の未発生の権利も実体法において期待権として財産的価値が認められ、その処分、相続などが認められているため（民法二二九条）破産手続きにおいてもこれを配当の財源とするのが相当であるからであり、固定主義の趣旨を明確にするために、請求権の発生原因が破産手続開始決定前にある場合にもこれらの請求権が破産財団に帰属することを確認したものである¹⁸⁾。ここで将来の請求権が発生する可能性が低いかどうかということ、当該請求権の財産的価値が低いかどうかということとは異なる概念であるため区別すべきものと考える。そして三四条二項は破産財団への帰属の有無を将来の請求権が具体化する可能性の高低によって区別してい

ない⁽¹⁹⁾。とすれば、破産法は抽象的保険金請求権が「将来の請求権」に該当するかどうかについても停止条件の成就可能性の程度によって決定していきと解すべきである。この点、本件保険契約については破産者が保険金受取人と指定されているため破産財団に含まれるとしても、本件共済契約における死亡共済金受取人の資格はたまたま規約の優先順位に従って第四順位の受取人としてめぐってきたものにすぎないため「将来の請求権」に該当せず、本件共済金請求権は破産財団に含まれないと解することもできるのではないかとの指摘もある⁽²⁰⁾。たしかに本件において具体的な共済金請求権が発生する可能性は低いと考えられるが、前述したように破産法は請求権の具体化可能性によって将来の請求権性、破産財団帰属性を区別していない以上、財産的価値があるものと認められる限りこのような場合にも抽象的死亡共済金請求権は「将来の請求権」に該当し、その具体化である共済金請求権は破産財団に帰属すると解される。発生可能性の低い請求権については債権者はこれを自己の債権の弁済の引当てとなる責任財産として考慮していかないため「将来の請求権」に該当しないと主張されるが、請求権の具体化可能性について考慮していかないため破産法は発生可能性の低い請求権も含めて破産手続開始時におい

て将来の発生が予想される一定の財産的価値をもつ請求権についてはこれを債権者の責任財産と考えていると解すべきである。また財産的価値については、本判決も指摘するとおり抽象的保険金請求権も死亡保険金受取人による処分が認められており、また一般債権者による差押えも認められていることから財産的価値があると解すべきである。これを本件についてみても、本件保険金等の請求権は二四〇〇万円にのぼるものであるからこれが具体化された以上、財産的価値が低いとは到底言い難い。

また、具体化していない保険金請求権が破産財団に含まれるとすると破産手続きがいつまでも終結しない結果、破産手続きの迅速な進行が害され、破産者である保険金受取人の更生が妨げられるとの批判があるが、最後配当の配当額の通知を発するまでに保険金請求権が具体化した場合には追加配当の手続きをとればよい(二二五条一項)。破産手続終結決定後に新たに破産者の財産が発見された場合について、通説的見解は終結決定により破産者の管理処分権が回復されて破産管財人は管理処分権を失う以上、配当原資となり得る財産が発見されたとしても破産管財人はその財産を配当できないこと、破産手続終結後に破産管財人の管理処分権を認めるのは破産者と取引した者の地位を害

することなどの理由から追加配当の対象とならないとする⁽²¹⁾。これに対しては、破産手続開始決定時に破産者に帰属していた財産である限りなお潜在的に破産管財人の管理処分権が及んでおり、財産が破産者に帰属している場合には破産管財人の管理処分権が顕在化して追加配当の財源となるとするのが公正・公平であるとする反対説も主張されている⁽²²⁾。判例は、破産手続終結により破産管財人の管理処分権が消滅するのを原則としながら、破産管財人が当該財産をもつて追加配当の対象となることを予定し、または予定すべき特段の事情があるときには任務はまだ終了していないので管理処分権も消滅しないとする⁽²³⁾。この問題についてここで詳細に検討する余裕はないが、通説的見解によれば破産手続終結決定後に保険金請求権が具体化した場合には管財人による配当は行なわれないことになるため、結果として破産者の再起更生の機会が遅れることはない。また反対説に立つた場合には追加配当を肯定することになるが、破産者の更生が害されるとの批判はこの見解による限りすべての財産的権利・請求権が破産手続終結後に発見された場合にあってはまるものであり、ひとり保険金請求権についてのみの問題ではないことになる。

また、「特段の事情」がある場合には保険金請求権は自

由財産となるとする見解は、特段の事情の内容があいまいであり、また、自由財産とされる根拠が必ずしも明らかでないと考ええる。

以上より、破産手続開始前の保険契約にもとづき開始決定後の保険事故により生じた保険金請求権もまた破産財団に属するものと解すべきであり、本判決の結論に賛成したい。なお、本判決は抽象的保険金請求権の処分可能性および差押可能性から導かれる財産的価値を直接の根拠として破産財団帰属性を基礎づけており、破産手続開始決定が包括的差押えの性質を有することに言及していない点で前記札幌地判平成二四年三月二九日と説示が異なるが、これは最高裁が本件における結論への判断にここまでの説示は必ずしも必要でないと解したものであって前記札幌地判の判断を排斥するものではないと考えてよいのではなからうか。さらに、本件の生命保険契約（生命共済契約）のように破産者と死亡保険金（共済金）受取人は同一人であるが訴外Bが契約者および被保険者（被共済者）であるような他人のためにする生命保険契約等の場合には、破産者と異なる者が保険契約等を締結しており保険金等の受取人が破産者となるため破産申立代理人弁護士による破産申立人の財産調査や破産管財人による破産者の財産調査により生命保

険契約や生命共済契約を発見するのは相当困難であること、
 保険契約者はいつでも死亡保険金受取人の指定を変更でき
 ること、これらの点からみて破産債権者としても破産手続
 開始後にはじめて破産者が保険金等の受取人であることが
 判明した場合には想定外の財産であるといえることから、
 他人のためにする生命保険契約等にもとづく保険金等の請
 求権は破産財団に属さないとすることを示唆する見解もあ
 る⁽²⁴⁾。他人のための生命保険契約等の場合に破産管財人が保
 険金請求権を発見できない場合が多いことは、発見できな
 かったことが破産管財人の善管注意義務違反とならないこ
 とを基礎づける事情となる場合があるとは考えられる。し
 かしこの場合に一律に保険金請求権が破産財団に属さない
 とすることは、破産管財人などの関係者が当該保険金請求
 権の存在を知っていたなどの場合にまでも破産財団への帰
 属を否定することになり、かえって事案の柔軟な解決を妨
 げるものと解する。

ただし、保険金請求権の破産財団帰属性を否定する見解
 が挙げられる。破産者である保険金受取人保護の要請をはかる
 べきであるという主張には一定の妥当性があると考えられ
 る。すなわち、保険契約者が生命保険に加入する主たる目
 的は、死亡保険金を遺族等のその後の生活維持の引当てと

するところにあると考えられる。ところが死亡保険金受取
 人の破産により保険事故発生前の死亡保険金請求権が死亡
 保険金受取人の破産財団に帰属して、その後の被保険者の
 死亡によっても死亡保険金受取人が死亡保険金を受け取る
 ことができないとするときには、自らが破産し、生活維持
 のための引当ても失った死亡保険金受取人のその後の生活
 は大変困難なものとならざるを得ない結果、破産者である
 死亡保険金受取人の保護に著しく欠ける場合が生じる。こ
 の要請を破産財団帰属性に反映することは前述のとおり困
 難であるが、これについて破産法は破産者の個別の事情に
 応じた生活の保障をはかるために裁判所の裁量による自由
 財産の拡張を認めている(三四条四項)。この他にも、破
 産管財人が裁判所の許可を得て破産者のために放棄する方
 法も考えられる(七八条二項一二号)。破産者の保護はこ
 れらの制度の適切な運用により達成できるものであり、こ
 の方法による方がむしろ固定主義の趣旨を貫く一方で事案
 に応じた解決をはかることができる点で妥当と解される。⁽²⁵⁾
 自由財産の拡張に関する三四条四項の適用について、退職
 後に破産した破産者が退職金の四分の三相当額について無
 職で当分の間収入がないなどの理由で自由財産とする旨の
 申立てをした抗告事件である福岡高決平成一八年五月一八

(26)日は、破産者の生活の維持等は原則的に三四条三項の法定自由財産をもってはかられるべきであつて、自由財産の範囲の拡張には相応の慎重な態度で臨まなければならないとするが、少なくとも本件におけるような保険金請求権については、より柔軟な自由財産の拡張が認められるべきではないだろうか。また立法論であるが、生活の保障をはかるための一定範囲の財産を保護するために差押禁止財産の範囲をより拡張することも考慮されるべきであろう。

3. 本判決は最高裁判平成七年四月二七日判決を本件に適切でない⁽²⁷⁾と判示している。前記最判平成七年四月二七日は、原審である大阪高判平成二年一月二七日を正当としたものである。大阪高判平成二年一月二七日は複数の保険契約が締結された事案であるが、保険事故はそのうちのひとつの保険契約を除いて現行法の破産手続開始決定に相当する破産宣告前に発生していたと認定してそれらの保険事故から生じる保険金請求権は破産財団に属するとし、破産者自身による訴えを原告適格なしとして却下した。これに対して除外された保険契約から生じた保険金請求権については、「右請求権が自由財産に属する旨のX(注…破産者)の主張を前提とする限り」、「Xが右訴えについて当事者適格を有することは否定できない」としたうえで、Xの主張

自体から請求に理由がないことは明らかであるとしたものである。平成七年最高裁判決はこの平成二年大阪高裁判決を正当としていることから、除外された保険契約から生じた保険金請求権についての大阪高裁の判旨に着目するときには、手続開始決定後の保険事故により保険金請求権が発生することを認めているようにもみえる。しかし本件におけるXの上告理由は、前記平成二年大阪高裁判決が破産宣告前の事故と認定してXの訴えを却下すべきものとした部分について、判決が保険事故に該当するとした事実より後の事実を保険事故とし、その発生時を保険金請求権発生時とすべきとの主張であり、前記平成二年大阪高裁判決が請求を棄却すべきであった部分に対するものではない。とすれば、前記平成七年最高裁判決は、保険金請求権の成立時期を保険事故発生時とすべきかどうかという問題について判断したものではないと解すべきであり、上記部分は傍論またはそれに類するものにとどまると解すべきである。したがって、本判決が前記平成七年最高裁判決を本件に適切でないとしたことは正当である⁽²⁸⁾。

4. 本判決の射程について。まず、本判決は保険契約者と保険金受取人が異なる第三者のための生命保険契約において保険金受取人が破産者となった事案であるが、抽象的生

命保険金請求権が破産財団に帰属すると解すべきことは保険契約者と保険金受取人Ⅱ破産者が同一人である場合も同様である。したがって本判決の射程は保険契約者と保険金受取人Ⅱ破産者が同一人である場合にも及ぶと解される。

本件については、飛澤和行調査官の解説⁽³⁰⁾、杉本和士准教授、杉本純子准教授⁽³²⁾、土岐孝宏教授⁽³³⁾、松下淳一教授⁽³⁴⁾、田頭章一教授⁽³⁵⁾の評釈がある。

- (1) 判例時報二二七二号四四頁。
- (2) 東京地裁平成二六年六月一八日判決、金融法務事情二〇一二年七五頁、金融・商事判例一四九二号二五頁。
- (3) 東京高裁平成二六年一月一日判決、金融法務事情二〇一五年七二頁、金融・商事判例一四九二号二二頁。
- (4) 判例時報二二五二号五八頁。
- (5) 判例時報九一六号七八頁。
- (6) 前掲注(1)四四頁。
- (7) 民集三六卷八号一六五二頁。
- (8) 西謙二Ⅱ中山孝雄編、東京地裁破産再生実務研究会『破産・民事再生の実務(上)』(金融財政事情研究会、新版、二〇〇八年)二八一頁参照(影浦直人)。
- (9) 三浦義道『保険法論』(巖松堂書店、一九二二年)三

四六頁、河合篤「生命保険契約に因りて生じたる権利の譲渡(一)」民商法雑誌四卷三号三二頁。

(10) 西ほか編・前掲注(8)二八一頁はこのような考え方が可能性として考えられる旨を述べる。

- (11) 窪田宏『保険法(商法講義Ⅳ)』(晃洋書房、一九七九年)一一六頁、西島梅治「判批(自動車保険契約について)」ジュリスト七五九号一四七頁、山下孝之「生命保険の財産法的側面」(商事法務、二〇〇三年)五〇頁以下(保険契約者が受取人指定変更権を留保している場合についても、権利性は薄弱ではあるが保険事故の発生という条件の成就により具体的保険金請求権が発生する条件付の法律上の地位であるとする)、山下友信『保険法』(有斐閣、二〇〇五年)五四三頁、中西正明『生命保険法入門』(有斐閣、二〇〇六年)二三四頁、山下友信Ⅱ米山高生編『保険法解説—生命保険・傷害疾病定額保険』(有斐閣、二〇一〇年)二九五頁(山野嘉朗)など。
- (12) 東京地方裁判所民事執行センター実務研究会編『民事執行の実務(債権執行編)(上)』(金融財政事情研究会、第三版、二〇一二年)一三五頁・一四二頁。
- (13) 伊藤眞・岡正晶・田原睦夫・林道晴・松下淳一・森宏司編『条解破産法』(弘文堂、第二版、二〇一四年)三〇九頁、吉川栄一「判批」石田満編『保険判例二〇一三』(保険毎日新聞社、二〇一三年)一六九頁以下、岩崎浩平

- 「判批」保険事例研究会レポート二六九号一七頁以下、勝野義人「判批」共済と保険五巻四号一八八頁以下など。
- (14) 遠山優治「生命保険金請求権と保険金受取人の破産」文研論集一二三三二〇・二三三頁、酒井優壽「判批」法律のひろば二〇一五年一月号七〇頁以下。
- (15) 大橋眞弓「新保険法と生命保険契約者の破産」明治大学法科大学院論集七号三三八頁。
- (16) 大森忠夫「保険金受取人の法的地位」大森忠夫・三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』(有斐閣、一九五八年)四頁以下、石田満『商法Ⅳ(保険法)』(青林書院、改訂版、一九九七年)二八五頁、中野貞一郎・下村正明『民事執行法』(青林書院、二〇一六年)六六九頁など。
- (17) 勝野・前掲注(13)一九二頁参照。
- (18) 青木徹二『破産法説明』(巖松堂書店、一九二三年)三五頁、伊藤ほか編・前掲注(13)三〇六頁、松下淳一「本件判批」ジュリスト一五〇五号一五〇頁。
- (19) 田頭章一「本件判批」金融法務事情二〇五三三二二頁。
- (20) 田中秀明「判批」石田満編『保険判例の研究と動向二〇一四』(文眞堂、二〇一四年)八二頁。
- (21) 山本戸克己『破産法』(青林書院新社、一九七四年)二六一頁、谷口安平『倒産処理法』(筑摩書房、第二版、一九八〇年)三二三頁、霜島甲一『倒産法体系』(勁草書房、一九九〇年)四八二頁、中島弘雅『体系倒産法Ⅰ(破産・特別清算)』(中央経済社、二〇〇七年)四七九頁など。
- (22) 青山善充・伊藤眞・井上治典・福永有利『破産法概説』(有斐閣、新版増補二版、二〇〇一年)二二八頁「井上治典」、竹下守夫編集代表『大コンメンタール破産法』(青林書院、二〇〇七年)九〇二頁「深沢茂之」、宗田親彦『破産法概説』(慶應義塾大学出版会、新訂第四版、二〇〇八年)五一四頁、伊藤眞『破産法・民事再生法』(有斐閣、第三版、二〇一四年)六八七頁など。
- (23) 最高裁判成五年六月二五日判決、民集四七巻六号四五五七頁。
- (24) 田中・前掲注(20)八三頁。
- (25) 伊藤ほか・前掲注(13)三〇九頁、倉部真由美「判批」別冊ジュリスト二〇二号(保険法判例百選)二〇七頁、吉川・前掲注(13)一七五頁、岩崎・前掲注(13)二三三頁、杉本和士「本件判批」法学教室四三二号一四三頁、田頭・前掲注(19)二二頁。
- (26) 判例タイムズ二二三三三二九八頁。
- (27) 生命保険判例集八巻二三三頁。
- (28) この点につき飛澤和行「本件判解」ジュリスト一五〇一四九四頁参照。
- (29) 杉本和士・前掲注(25)一四三頁。
- (30) 飛澤・前掲注(28)九一頁。
- (31) 杉本和士・前掲注(25)一四三頁。

- (32) 杉本純子「本件判批」FKC Watch 倒産法 No.37。
- (33) 土岐孝宏「本件判批」法学七三十一七四〇号一五九頁。
- (34) 松下・前掲注(18)一五〇頁。
- (35) 田頭・前掲注(19)一六頁。

河村 好彦